

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1ほか13名

債務者 郡山市

## 申立の趣旨訂正申立書

2011年 8月 5日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健 治

債権者らは、仮処分申立書記載の「申立の趣旨」を次のとおり訂正する。

### 訂正後の申立の趣旨

- 1 債務者は債権者らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50 cmまたは1 mのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト/時以上の地点の学校施設において、債権者らに対する教育活動を実施してはならない。
  - 2 債務者は債権者らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50 cmまたは1 mのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト/時以上の地点以外の学校施設において、債権者らに対する教育活動を実施しなければならない。
  - 3 申立費用は債務者の負担とする。
- との裁判を求める。

以 上